

○登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件

平成十五年九月三十日
財務省告示第六百十号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の十九の二の項及び登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）第四条の五の規定に基づき、自己のために受ける登記又は登録につき登録免許税を課さないこととされる登記又は登録に係る独立行政法人で国又は地方公共団体以外の者に対し利益又は剰余金の分配その他これらに類する金銭の分配を行わないもの及び当該独立行政法人が自己のために受ける当該登記又は登録で特に公益性が高い業務のためのもの並びに同条に規定する証する書類を発行すべき者を次のように指定し、平成十五年十月一日から適用する。

財務大臣が指定する独立行政法人は別表の第一欄に掲げるものとし、財務大臣が指定する登記又は登録は当該独立行政法人が自己のために受ける同表の第三欄に掲げるものとし、財務大臣が指定する者は同表の第四欄に掲げるものとする。

別表（令和六年四月一日現在）

名称	根拠法	登録免許税法（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録	登録免許税法施行規則第五條の規定により財務大臣が
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成十六年法律第六十四号）	一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録	登録免許税法施行規則第五條の規定により財務大臣が
国立研究開発法人海洋研究開発機構	国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成十五年法律第九十五号）	一 国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録	登録免許税法施行規則第五條の規定により財務大臣が
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人科学技術振興機構（平成十四年法律第八十五号）	一 国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録	登録免許税法施行規則第五條の規定により財務大臣が
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（平成十五年法律第五十五号）	一 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録	登録免許税法施行規則第五條の規定により財務大臣が
国立研究開発法人農産・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農産・食品産業技術総合研究機構（平成十九年法律第二号）	一 国立研究開発法人農産・食品産業技術総合研究機構（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録	登録免許税法施行規則第五條の規定により財務大臣が
国立研究開発法人理化学研究所	国立研究開発法人理化学研究所（平成十四年法律第六十号）	一 国立研究開発法人理化学研究所（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録	登録免許税法施行規則第五條の規定により財務大臣が
独立行政法人奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発基金（昭和十九年法律第二十号）	一 奄美群島振興開発基金（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録	登録免許税法施行規則第五條の規定により財務大臣が

<p>独立行政法人 エネルギー・ 資源機構 金属鉱物 資源機構</p>	<p>独立行政法人 環境再生保 全機構</p>	<p>独立行政法人 勤労者退職金 共済機構</p>	<p>独立行政法人 国際協力機 構</p>	<p>独立行政法人 自動車事故 対策機構</p>	<p>独立行政法人 住宅金融支 援機構</p>
<p>独立行政法人 エネルギー・ 金属鉱物資源 機構（平成九 十四年法律第 九十四号）</p>	<p>独立行政法人 環境再生保 全機構（平成 四十五年法律 第四十三号）</p>	<p>中小企業退 職者共済法（昭 和三十四年法 律第六十号）</p>	<p>独立行政法人 国際協力機 構（平成十四 年法律第百四 十六号）</p>	<p>独立行政法人 自動車事故 対策機構（平 成十四年法律 第百八十三号）</p>	<p>独立行政法人 住宅金融支 援機構（平成 八十七年法律 七十二号）</p>
<p>独立行政法人 エネルギー・ 金属鉱物資源 機構の取得登 記又は当該研 究用建物の敷 地の用に供す る土地の権利 の取得登記</p>	<p>独立行政法人 環境再生保 全機構法附則 第七條第一項 第一号（機構 の業務の特例 に掲げる業務 の廃止）の規 定による廃止 前の環境事務 法（昭和四十 九年法律第九 十五号）第十 八條第一項第 二号から第四 号まで（業務 の権利の取得 に掲げる業務 に係るものに 限る。）の用 に供する土地 の権利の取得 登記</p>		<p>別表第一号から第二十三号までに掲げる登記又は登録（独立行政法人国際協力機構法附則第三條第一項第二号（業務の特例）に掲げる業務の登記又は登録を除く。） 質権又は抵当権の保存、設定</p>	<p>独立行政法人自動車事故対策機構法第十三條第三号（業務の範囲）に規定する用に供する土地の権利の取得登記</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構法（次号において「機構法」という。）附則第七條第一項第一号又は（業務の特例等）に規定する業務の目的等（定款）に掲げる登記（法人の相互出資金の額が五億円以上を規定する法人並びに相互会社及び外国額又は出資金の額が五億円以上を規定する法人並びに相互会社及び外国相互会社）に規定する業務の目的等（定款）に掲げる登記</p>
<p>経済産業大臣</p>	<p>環境大臣</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>外務大臣</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>国土交通大臣</p>

